
韓国における保険関連法の制定・改正状況と今後の課題

東国大学校 教授 金 善政

企業は常に新しい環境による挑戦に直面しているが、近年韓国の保険会社はこれまでとは異なる外的環境に晒されている。いわゆる法務リスクと呼ばれるものがそれである。各保険会社にとって法律は、自己意思に基づく内容の調整やコンプライアンスの選択ができないコントロール不可能な外的環境である。

最近、韓国の保険会社が直面している保険関連法律の変化とは、ここ数年の短期間で多くの法律の制定・改正が行われ、現在も保険会社に大きな影響を及ぼすと思われる大変敏感な法律案が数多く国会に提出されていること、その法律の内容が新しくて衝撃的な内容を多く盛り込んでいるため、保険会社が憂慮していること、契約法や事業法だけでなく多様な法の制定・改正より法律の適用が徐々に厳しくなっていることなどがある。そして、これらの一連の動きについて、一部では「法律の津波現象」とも言っている。

従来から保険事業は規制産業の一つとして看做され、様々な規制を受けてきた。それにもかかわらず、規制がより厳しくなっている背景としては、金融消費者保護の強化というグローバル・トレンドの影響、2012 年大統領選挙を契機として韓国憲法第 119 条第 2 項に定められている「経済民主化」への社会的要求が企業に対する怒りとして表れ、特に金融会社に対する社会的責任(CSR)と倫理的経営の要求が高まっていること、与党と野党がより激しく新しい法律の制定競争に走っているため、その行き先が予測できないこと、複数の法律の制定・改正が同時多発的に行われていることなどが考えられる。

以下では、最近の保険事業関連法の中で重要なものをいくつか簡単に紹介する。

1. 商法：韓国では相互保険会社は存在せず、営利保険会社の全ては株式会社であるため、日本の会社法に相当する商法第 2 編が適用される。2012 年改正法には支配構造の改善・強化、会社機会の流用禁止条項などが含まれており、現在、二重代表訴訟などの改定案が早ければ今年 9 月中旬に国会の常会で発議される予定である。日本の旧商法と同じく韓国の保険契約法は商法に含まれている。この商法第 4 編「保険」は 1993 年改正法の施行以降の環境変化を反映する必要性が高まっている。韓国の法務部は 2007 年改正案を国会に提出したが、保険業界と消費者の間で理解のぶつかりが続き、会期不継続の原則によって 2 回もその法律案が廃棄されている。法務部は 2013 年に保険詐欺関連条項、死亡保険金請求権の差押制限など、争点を大幅に縮小した改正

【平成 25 年度大会】
招待報告
報告要旨：金 善政

案を国会に提出しているが、その可決は未だ不透明である。

2. **保険業法**：最も注目されたのは 2010 年に行われた第 32 次改正である。それまではソルベンシー・マージンの確保、資産運営、主要株主規制など、資産及び財務健全性と透明性の確保に重点を置いていたが、2010 年の改正では説明義務、適合性原則、広告規制など、不完全販売（法律用語ではないが、商品の特性やリスクなどについて十分な説明をしないまま、商品を販売することをいう）予防のための営業行為規制が主な内容となった。そして、2011 年には保険約款の難易度評価制度が強化された。現在は保険、銀行、証券、与信専門など、金融会社が行う全ての営業行為を同一原則で規制する総合法となる金融消費者保護法の制定が差し迫っており、保険業法の将来は大変不透明なものになっている。同法はイギリスの FSA をモデルとした従来の単一監督システムを分離システムに変えるという大変敏感な内容を含むことになるかと予測されている。

3. **独占規制及び公正取引に関する法律**：韓国の保険会社の多くは、大規模の企業集団（財閥）の系列会社であるため規制を受けているが、相互協定・不公正な取引の適用事例が増加している。

4. **個人情報保護法**：長い議論の末、2011 年から施行された同法に関する国民の権利意識が高まるにつれ、保険会社にも多くの問題が現実化している。保険事業はその関係者が多いし、詳細な個人情報なども扱っているので、法律違反という潜在的リスクが非常に高い。

5. **制定を論議中の法律案**：金融持株会社法の改正に関する論議もあったが、業界は次の 2 つの法律案に関心を寄せている。これらの法案は、いわゆる「経済民主化法」として分類され、熾烈な論議が繰り広げられている。

金融会社の支配構造に関する法律制定案：最大の焦点は主要株主の適格性審査制度の拡大適用問題である。従来は銀行のみが適用されていた本制度を、保険会社を含む金融会社のすべてに適用しようとしているため、関連金融会社側から違憲論が提起されるなど、その反発が大きい。

金融消費者保護法の制定案：上述したように、金融業界が行うすべての営業行為に対して同一規制を適用すると、保険会社の営業行為への規制は強化さらざるを得ない。また、監督システムを大転換させる内容が含まれているので、金融監督院などが大きく反発している状況である。

最近、韓国で保険事業を営む事業者に適用する法律の流れを一言でいうならば、規制と監督の強化と言えよう。特に、保険会社に大きな影響を及ぼす法律の制定はまさしく法律のビックバン・レベルである。与党と野党の対立、業界と保険消費者などがより合理的でかつ適切な規制レベルを見出すための社会的な合意形成がこれからの課題である。